

INFORMATION Health

健康や各種健診
についての
お知らせです



総合福祉センター 42局8812番

いきいき
健康
だより

男性の料理教室

身近な材料で作れる簡単メニューの男性の料理教室を次のとおり行います。

- とき 11月22日（水）午前10時から
- 対象 男性
- ところ 総合福祉センター 保健棟
- 参加費 300円（材料費として）
- 持ってくるもの エプロン、三角きん
- 申込期限 11月14日（火）
- 申し込み・問い合わせ 総合福祉センターまで

母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。

- とき 毎週水曜日の午前10時から11時30分まで。
必ず妊婦本人がお越しください
- ところ 総合福祉センター保健棟
- 必要なもの 妊娠届出書（ある人のみ）、個人番号カードまたは個人番号通知カードと本人確認ができるもの（運転免許証等）

乳幼児健診・相談

11月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。

- とき 健診の内容によって異なりますので詳細は通知（案内）書をご確認ください
- ところ 総合福祉センター保健棟
- 内容 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など

区分	期日	対象児
4か月健診	11月9日(木)	平成29年 6月15日から 平成29年 7月17日生まれ
7か月健診	11月30日(木)	平成29年 3月31日から 平成29年 5月 4日生まれ
		平成28年11月 1日から 平成28年11月30日生まれ
1歳半健診	11月2日(木)	平成28年 4月 6日から 平成28年 5月 2日生まれ
		平成26年10月 6日から 平成26年11月 2日生まれ
乳幼児相談	11月14日(火)	平成29年 8月12日から 平成29年 9月15日生まれ

*乳幼児相談は、身体測定・育児相談・栄養相談を行います。
申し込みは不要です。お気軽にお越しください。

総合健(検)診のお知らせ

特定健診、各種がん検診を次のとおり行います。生活習慣病予防のためにも年に一度は必ず健診を受け、健康づくりに取り組みましょう。

- とき 11月19日（日）、21日（火）、平成30年1月28日（日）、29日（月）。受付時間は午前8時から10時30分まで
- ところ 総合福祉センター
- 申込方法 健診を希望する人は、申込書を送付しますので電話でご連絡ください。申込書には必要事項を記入し、希望する健診日の1か月前までに返送してください。※11月分の申し込みはお早めに!!
- 健(検)診内容 各種がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん・肝炎ウィルス）、結核検診、特定健診、基本健診
- 申し込み 総合福祉センターまで



成人用肺炎球菌の予防接種

肺炎球菌感染症の発生・重症化予防のため、対象となっている人は予防接種を受けましょう。

- 平成29年度定期接種期限 平成30年3月31日まで
- 対象者 次の①または②に該当する人で、今までに一度も接種を受けたことがない人。
①今年度65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人
②60歳以上65歳未満で、心臓やじん臓、呼吸器に重い病気（身体障害者手帳1級程度）がある人及びヒト免疫不全ウィルスにより日常生活がほとんど不可能な程度の障害を持つ人で接種を希望する人
- 接種費用 2,500円。なお、生活保護世帯の人は無料（診療依頼書が必要）です
- 接種できる医療機関 福岡県内の指定医療機関
※事前に予約が必要です

国保の そこが知りたい

役場国保年金係☎42局2111番

国民健康保険
制度の
解説です



COMMENT

Support

交通事故に遭つたら 示談の前に 必ず国保に届け出を

交通事故など、第三者の行為によつてけがをした場合は、届け出ることにより、国民健康保険で治療が受けられます。国保で治療を受けるときは、次のことに気を付けてください。

警察と
役場国保年金係に
必ず届け出を

医療費は加害者が
負担します

示談をするときには
慎重にしましょう

交通事故に遭つたら、すぐに警察に届け出をしてください。同時に役場保険健康課国保年金係にも届け出（第三者行為による傷病届）をしなければなりません。届け出がないまま診療を受けようとした場合、「国保が使えません。」と言われることがありますので注意しましょう。

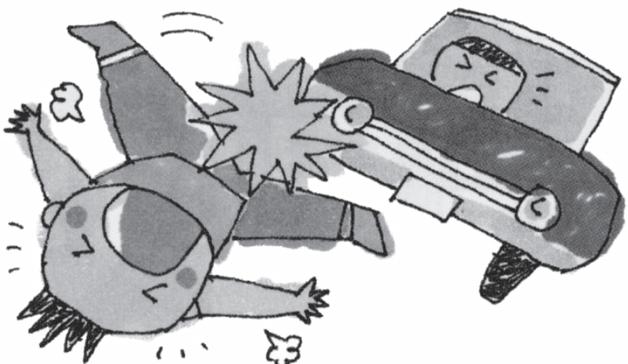
●必要なもの 保険証、印かん、事故証明書

交通事故など第三者から傷害を受けた場合、その医療費は被害者に過失がない限り、加害者が全額負担するのが原則となっています。したがって、保険診療をした場合でも、加害者が負担するべき医療費は、国保が一時立て替えて支払うだけで、あとで国保がその医療費を被害者に代わって、加害者に請求することになります。

そうなると、示談が成立した後は、加害者に請求できなくなる場合があります。交通事故で第三者から傷害を受けた場合は、示談をする前に、国保の届け出を済ませてください。

国保税は
しつかり納めましょう

国保税の納め忘れなどのある場合は、国保が使えなくなることがありますので、お気をつけください。



①まず落ち着いて
落ち着きが何より大事。
ショックのあまり冷静な判断を失つてはなりません。

②相手を確認
ナンバー確認のほか、運転免許証の必要事項も確かめましょう。

③必ず警察へ連絡を
警察への連絡を忘れてはいけません。同時に国保へ届けることも。

④示談は国保へ届け出でから
国保で治療を受けたときは示談の前に必ず国保へ連絡。示談は焦つてする必要はありません。



交通事故は、遭わない、起こさないが
第一ですが、万一のための心掛けは、しつかり持つておきましょう。